

加入者の皆さまへ

医療費が高額になったときの自己負担上限が変わります

令和 8 年（2026 年）8 月診療分からの高額療養費制度見直しのお知らせ

高額療養費制度は、医療費が高額になったときに、所得区分に応じた自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。令和 8 年 8 月診療分から、自己負担限度額や年間上限などが見直されます。

今回のポイント

01 自己負担限度額の見直し 所得区分ごとの月額上限が見直されます。低所得の方の負担に配慮しつつ、1 人当たり医療費の伸び等に応じた改正です。	02 年間上限の新設 毎年 8 月から翌年 7 月までの 12 か月間について、新たに年間の上限額が設けられます。
03 多数回該当は継続 直近 12 か月で 3 回以上高額療養費に該当した場合、4 回目以降の負担が軽減される仕組みは維持されます。	04 令和 9 年 8 月以降の見直し 所得区分の細分化等が予定されています。詳細は国の案内等に基づき改めてお知らせします。
例：70 歳未満・年収約 370 万円～約 770 万円の方は、上限額の計算式が「80,100 円 +（総医療費 - 267,000 円）× 1%」から「85,800 円 +（総医療費 - 286,000 円）× 1%」へ見直されます。実際の上限額は、年齢・所得区分等により異なります。	

加入者の皆さまへのお願い

- ☐ 高額な医療を受ける予定がある方は、医療機関の窓口でマイナ保険証をご利用ください。
- ☐ マイナ保険証を利用しない方は、限度額適用認定証の申請が必要となる場合があります。
- ☐ 年間上限に該当する方は、後日、還付手続きが必要となる場合があります。

当健康保険組合の付加給付制度

被保険者・被扶養者ともに、1 か月の自己負担額（レセプト 1 件ごと）が 30,000 円を超えた場合、その超過額を付加給付として支給します。詳細は健康保険組合ホームページをご確認ください。

例）総医療費 100 万円 報酬月額 41 万円 3 割負担の場合

- ① 窓口負担（3 割） = $1,000,000 \times 30\% = 300,000$ 円
- ② 高額療養費 自己負担限度額 = $85,800 + (1,000,000 - 286,000) \times 1\% = 92,940$ 円
- ③ 高額療養費（還付額） = $300,000 - 92,940 = 207,060$ 円
- ④ 付加給付（30,000 円超を 1,000 円単位で給付） = $92,940 - 30,000 = 62,940$ 円
- ⑤ 最終自己負担 = $92,940 - 62,940 = 30,000$ 円

※マイナ保険証または限度額適用認定証の使用では③分の支払はなくなるため、窓口負担は②となります。その場合、④が後日健保から給付されます。

※コスモ健保は原則自動計算となるため、高額療養費・付加給付の申請は不要です。（自治体等の医療助成を受けている場合を除く）

お問い合わせ：コスモエネルギーグループ健康保険組合 ✉ kenpo-info@cosmo-oil.co.jp

※本案内は、令和 8 年 7 月 31 日時点の厚生労働省公表情報等を基に作成しています。制度運用の詳細が追加公表された場合は、必要に応じて改めてお知らせします。

今般の制度見直しに関するご質問は、厚生労働省コールセンターにおいても承っております。

厚生労働省コールセンター

0120-617-111（フリーダイヤル）

※対応時間：月曜日～土曜日 9 時～18 時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

※運用期間：令和 8 年 7 月～令和 9 年 3 月

以下は、令和8年8月からの自己負担限度額の詳細です。年齢や所得区分によって金額が異なりますので、該当する区分の目安としてご確認ください。

令和8年8月からの自己負担限度額（区分と計算方法）

※下表は、令和8年8月から令和9年7月までの内容です。「総医療費」は保険適用される診療費用の総額（10割）を指します。〈〉内は多数回該当の金額です。

70歳未満

適用区分	標準報酬月額	月額上限（計算方法）	多数回該当	年間上限
区分ア	83万円～	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％	140,100円	168万円
区分イ	53万円～79万円	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％	93,000円	111万円
区分ウ	28万円～50万円	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％	44,400円	53万円
区分エ	～26万円	61,500円	44,400円	53万円（※1）
区分オ	住民税非課税	36,900円	24,600円	29万円

70歳以上

適用区分	年収目安等	入院＋外来月額上限	多数回該当	外来（個人ごと）	年間上限
現役並みⅢ	83万円～	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％	140,100円	－	168万円
現役並みⅡ	53万円～79万円	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％	93,000円	－	111万円
現役並みⅠ	28万円～50万円	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％	44,400円	－	53万円
一般Ⅰ・Ⅱ	～26万円	61,500円	44,400円	月22,000円 （年21.6万円）	53万円 （※1）
住民税非課税Ⅱ	住民税非課税	25,700円	24,600円	月11,000円 （年9.6万円）	29万円
住民税非課税Ⅰ	一定所得以下	15,700円	－	月8,000円	18万円

※1 年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円が適用され、令和9年8月以降に償還払いとなります。

参考資料・確認先

- 1. 制度の概要・改正内容** 厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」では、高額療養費制度の概要、自己負担限度額、限度額適用認定証の取扱い等を確認できます。

[厚生労働省ホームページ](#)

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>高額療養費制度を利用される皆さまへ
- 2. 自己負担限度額・年間上限の確認** 同ページ内の掲載資料では、令和8年8月以降の見直し内容、自己負担限度額の表、年間上限、多数回該当の取扱い等を確認できます。最新の内容は、厚生労働省ホームページでご確認ください。
- 3. 当組合での手続きに関するお問い合わせ** 当組合での申請方法や手続きに関するご不明点は、コスモエネルギーグループ健康保険組合までお問い合わせください。